

ごみステーション（ごみ置場）設置の手引き（集合住宅向け）

※植木地域は、収集の届出基準やごみ排出方法が違いますので、北区役所総務企画課にて手続方法の確認をしてください。

1. 設置の手続き

ごみステーションを設置される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

① 事前協議

事前にごみステーションの位置や構造については、総務企画課と協議してください。

② 地域説明

設置場所や構造がある程度決まったら町内自治会（長）等に説明し、近隣住民等への説明を行ってください。また、「近隣住民説明結果報告書」を総務企画課に提出してください。

③ 設置届出書

ごみステーションの工事に着手する前に「ごみステーション設置届出書」を総務企画課に提出してください。

④ 設置工事

総務企画課から「収集できます。」の連絡があってからごみステーションの工事に着手してください。

⑤ 入居報告書

入居開始日より収集を開始いたしますので、入居の2週間前までに「入居報告書」を総務企画課に提出してください。

2. 設置基準戸数

ごみステーションは、次の戸数で設置してください。

ごみの種類	設置基準戸数	備考
燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装	6戸以上	集合住宅の場合
資源物・ペットボトル・埋立ごみ・特定品目		

※地域のごみステーションが利用できないなど、特別の事情がある場合は、設置基準戸数以下であってもごみステーションを設置することができますのでご相談ください。

3. 設置場所

ごみステーションは、次のような場所に設置してください。

○敷地内の場所

○ごみ収集車が通り抜けできる幅 4m 以上の公道に面している場所

○交差点から5m以上及びバス停から10m以上離れている場所

○ごみ収集車がスムーズに横付けできる場所

※公道に面して設置できない場合は、ごみ収集車が敷地内をスムーズに前進で通り抜けられるようにしてください。

ごみ収集車の大きさ	
高さ	最大 2.8m
幅	最大 2.2m
長さ	最大 6.7m
重さ	最大 8.0 t

4. ごみステーションの面積

ごみの種類	面積	備考
燃やすごみ・紙	0.1 m ² ×戸数	最低でも 1.5 m ² 以上
すべてのごみ	0.15 m ² ×戸数	

5. ごみステーションの構造

① 囲い

取り出し口以外は、ブロックなどで高さ1 m程度の囲いを作ってください。(構造物が難しい場合は、線引きでも結構です。)

② 間仕切り

すべてのごみを出す場合は、間仕切りを設けてください。(線引きでも結構です。)

③ 取り出し口

道路側に面して幅2 m以上の開口を設けてください。なお、扉を設置する場合は、引き戸にしてください。

④ 奥行き

奥行きは道路境界から3 m以内にしてください。

⑤ 床面

できるだけ舗装し、排水口を設けるようにしてください。

⑥ その他

屋根や扉を設置する場合は、有効高さ2 m以上を確保してください。また、ごみステーションの前に駐車車両がないようにしてください。

6. ごみステーションの管理

ごみステーションは、そこを利用する皆さんで管理していただくことになっています。

○交代で掃除をするなど、利用者全員で責任を持ってきれいにしましょう。

○ごみはきちんと分別し、ごみ出しルールを守って出しましょう。

○事故等の責任が管理者等に及ぶ場合もあることから、怪我や事故等の防止のために、ごみ袋やネット等が歩行者や車両の通行の妨げにならないよう適正に管理しましょう。

【担当課の問合せ先】

中央区役所総務企画課環境班 (Tel.328-2610)

東区役所 総務企画課環境班 (Tel.367-9121)

西区役所 総務企画課環境班 (Tel.329-1142)

南区役所 総務企画課環境班 (Tel.357-4112)

北区役所 総務企画課環境班 (Tel.272-1110)